

「ファミリー・ポリシー」の視点に立った少子化対策の推進に関する要望

平成22年5月27日

東京商工会議所

わが国の合計特殊出生率は、1970年代後半から減少を続けて2005年には1.26と最低を記録した後、2008年は1.37まで回復した。しかし、2009年の出生数は戦後2番目の少なさとなり、少子化の流れを止められないまま、世界に類を見ない急速な人口減少社会に突入している。

一方、結婚や出産が希望どおりに実現した場合の合計特殊出生率は1.75程度になると試算されており、希望と現実との乖離が大きい。その主な原因として、経済的基盤の不安定さや子育てしながら就業継続できる見通しが立ちにくいなどの問題があげられている。現状のままでは、結婚・出産を希望する者が、結婚・出産を諦めてしまうという負のスパイラルから抜け出せないと見られる。

人口力の強化（子どもの増加）は、国の発展の礎であり、成長戦略としても人口政策すなわち少子化対策はその基本であり、最重要の課題である。また、子育て世帯等への支援は、社会において安心して技術・知識を十分に発揮できる環境を整えることでもあり、社会全体で支援することが必要である。

このため、出会いから結婚・出産・子育てそして子どもが自立するまで、経済的支援、子育てと仕事の両立、保育・教育・医療サービスなど、ライフステージに沿った支援を切れ目なく行う「ファミリー・ポリシー」の視点に立ち、戦略的に少子化対策を実現するよう、下記のとおり要望する。

記

1. 少子化対策の拡充

(1) 予算の拡充と現物給付の検討

わが国における少子化対策予算については、OECD諸国平均並みの対GDP比2%を目標とすべきである。

また、限られた予算規模の中では、現金給付と現物給付のバランスが肝要であり、両者の最適配分を追求すべきである。

(2) 待機児童の解消等

東京都の保育所待機児童数は1万人を超える一方で、待機児童がない県もある。このため、待機児童が多い地域における保育所整備を早急に進める必要がある。

また、待機児童数は3歳未満児が8割以上を占めていることに留意し、保育所への施設整備費・運営費の補助を一律に増額するよりも、3歳未満児に厚く配分してサービス拡充を進めていくべきである。子育て世帯のニーズに基づき予算を重点配分するなど、効果的な少子化対策を実施すべきである。

さらに、ニーズの高い次の施策を推進されたい。

- ・3歳未満児の保育所定員増
- ・病児・病後児保育の拡充
- ・放課後子ども対策事業（時間延長を含む）の拡充
- ・不妊治療費の助成拡充 など

2. 「保育に欠ける」要件等の廃止

現行の児童福祉法においては、保育所への入所について、保護者の「昼間労働することを常態としている」などの「保育に欠ける」要件が定められ、また、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）においては、保護者の「労働等により昼間家庭にいない」などの要件が定められている。これらにより、夜間労働者は保育所に入所できず、経済的に不安定なパートタイム労働者が正規労働者よりも認可保育所への入所順位が低くなるなどの状況を生んでいる。さらに、保護者の就労状況によって保育所入所や放課後児童クラブ利用の可否が分かれることで、地域における子どもや保護者同士の交流が分断される要因となっている。

児童福祉法は、福祉政策の観点から昭和22年に制定されたものであるが、少子化問題が深刻となっている現状を踏まえ、人口政策の観点での見直しが必要である。この一環として、まずは、すべての子どもが、保育所や放課後児童クラブを利用できるように、児童福祉法に定める「保育に欠ける」要件や放課後児童クラブの利用要件を廃止すべきである。

3. 幼保一元化等の推進

保育所では待機児童が発生している一方で、幼稚園では定員充足率が7割を下回っている（平成21年度）。こうした状況を改善するため、既存の幼稚園の活用を図り、幼保一元化を進めるべきである。

また、待機児童は育児休業明けの1・2歳児に多いこと、「小1の壁」は延長保育と放課後児童クラブの終了時間の違いによって生じることなど、施策の切れ目での課題が指摘されている。

これらは、保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省といった、縦割り行政によってもたらされている。このため、内閣府の主導により、行政組織の簡素化・効率化を図り、分立している機能を一元化するとともに、制度設計・運用および予算を体系的に行える体制を整備すべきである。

4. きめ細かい子育て支援を実現するための権限移譲等

(1) 国から地方自治体への権限移譲

大都市部では保育所が不足している一方で、過疎地域では子どもの数の急激な減少により小規模定員の保育所が欲されるなど、地域によって状況が異なっており、地方自治体による独自の取り組みも生まれてきている。こうした地方自治体の地域の実情に応じたきめ細やかな対応を支援するため、施設整備基準（施設の広さなど）や最低定員基準（定員20人以上）などに対する、国から地方自治体への権限移譲を進めるべきである。

(2) 規制緩和の推進等

- ① 地方自治体によっては、認可保育所の設置・運営事業者を社会福祉法人に限定して株式会社やNPO法人が参入できないようにしている。増大する保育ニーズに対応するためには、多様な担い手を確保していくことが不可欠であり、社会福祉法人に限定する事業者要件を廃止すべきである。

また、株式会社に対する社会福祉法人会計の適用や配当規制（配当を実施している株式会社の保育所への一部補助の不適用）など、保育サービスとの関連性が低い規制を廃止すべきである。

- ② 国が定めた認可保育所の基準を満たしているにもかかわらず、認可されない保育所があるため、認可基準を満たしているものについては、申請に基づき例外なく認可すべきである。

- ③ 保育所職員の増加を図るため、中学・高校卒業者の保育士の受験資格（実務経験）要件に、認可外保育所での勤務時間を含めるとともに、一定時間以上の保育経験者には試験の一部免除や研修による合格認定を実施するなど、実務経験を評価する制度とすべきである。

5. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

(1) 「一般事業主行動計画」作成のための支援

次世代育成支援対策推進法（次世代法）の改正により、平成23年度から101人以上300人以下の中小企業についても、「一般事業主行動計画」の作成・公表・届出が義務化される。300人以下規模の中小企業では人事労務の専任者を設置していないことも多く、行動計画作成に困難をきたすことも予想される。実効性のある行動計画作成を支援するために、アドバイザーの派遣強化など、中小企業に対する相談体制の環境整備を図るべきである。

(2) 代替要員確保のための支援強化

中小企業では、育児休業中の代替要員の確保が難しく、また、要員を確保するための金銭的負担も大きい。こうした中小企業における代替要員確保のため、「両立支援レベルアップ助成金」の増額を図るべきである。

(3) 取り組み企業増加のための施策

ワーク・ライフ・バランスを進めるためには、積極的に取り組む企業を社会的に評価・支援する仕組みが必要である。一部の地方自治体がすでに実施している低利の融資制度の創設や公共入札における加点評価などのインセンティブ付与を、国を含めて全国的に広がるよう努めるべきである。

また、ワーク・ライフ・バランスについての企業の取り組み意欲や認知度の向上のため、助成制度の効果的・効率的な広報活動に取り組むべきである。

(4) 次世代法の認定基準の見直し

次世代法に基づく認定基準が一部緩和されたものの、中小企業にとってのハードルは相変わらず高い。業種・業態や従業員規模によっては子どもを持つ男性社員がいない、もしくは少ない企業もあり、認定を受けられない場合があるため、企業特性に応じた柔軟な認定基準とすべきである。

6. 「子ども手当」の仕組みの見直し等

(1) 現物給付との最適配分の検討

限られた少子化対策予算の中においては、保育所等の社会基盤整備、小中学校の給食費・教材費への充当などの現物給付と、「子ども手当」との最適配分を検討すべきである。また、「国外に居住する外国人の子どもへの支給」、「所得制限の有無」などについて多くの指摘があることを踏まえ、公平性・効率性に留意するとともに、わが国の人口政策として妥当な仕組みにすべきである。

(2) 事業主拠出金の廃止等

平成22年度「子ども手当」については、被用者の3歳未満児の7,000円分として、事業主が1,400億円を負担している。合理的な制度とするため、「子ども手当」は全額公費負担とすべきである。

同様の視点に立って、児童育成事業費への事業主拠出も廃止すべきである。

なお、企業は、事業主拠出や法人税等による少子化対策予算の負担のほか、8割近い企業が家族手当や住宅手当を支給し、子育て世帯の従業員を支援している。このような実態を踏まえ、事業主負担の軽減を求めるものである。

以 上